

# 対話者に対する契約の申込みの効力等の明記

## ■ 基本的な概念

契約の申込みと撤回：契約は、申込みがされ、それに対して承諾があれば、成立する。申込みが撤回され、又はその効力の消滅後に承諾があっても、契約は成立しない。

隔地者と対話者：意思表示が到達するまでに時間を要する者を「**隔地者**」と、要しない者を「**対話者**」という。空間的な距離ではなく時間が判断の基準となるため、電話の相手方は対話者となる。

## ■ 問題の所在

**隔地者**に対して承諾の期間を定めないで（～までに回答してください、と定めずに）行った申込みについては**規定がある**が、**対話者**に対して承諾の期間を定めないで行った申込みについて**規定はなく**、そのルールが**不明瞭**。



### （改正法の内容）

対話者に対して承諾の期間を定めないで行った申込みに関する有力な解釈を明文化

- 対話が継続している間であればいつでも申込みの撤回が可能（新 § 525 II）
- 対話継続中に承諾がされなければ、申込みは効力を失う（新 § 525 III）

※ 併せて、原則撤回不可の申込みも撤回権を留保したケースでは撤回可能等の例外的取扱いについての解釈も明文化（新 § 523 I、§ 525 I、§ 525 III）

【現行法】		申込みの相手方が 隔地者	申込みの相手方が 対話者
承諾期間 の定め	無	相当な期間を経過するまで撤回不可（現 § 524）	規定なし
	有	撤回不可。期間内に承諾がないと申込みの効力消滅（現 § 521）	
【改正法】		申込みの相手方が 隔地者	申込みの相手方が 対話者
承諾期間 の定め	無	相当な期間を経過するまで撤回不可（ <u>ただし、撤回権を留保したときは可能</u> ）（新 § 525 I）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対話継続中は撤回可能（新 § 525 II）</li> <li>・対話継続中に承諾がなければ申込みの効力消滅（<u>不消滅の意思表示されたときは不消滅</u>）（新 § 525 III）</li> </ul>
	有	撤回不可（ <u>ただし、撤回権を留保したときは可能</u> ）期間内に承諾がないと申込みの効力消滅（新 § 523 I）	

# 隔地者間の契約の成立時期の見直し

## (現行法)

隔地者間の契約に関しては、「**発信主義**」(承諾通知を発信した時に契約が成立)を採用(現 § 526 I)。

※ 意思表示は相手方に到達した時に効力を生ずるとの**到達主義**(現 § 97 I)の例外。取引の迅速性を考慮。承諾者が早めに履行の準備を行うことを可能にする。

## (問題の所在)

- 承諾通知の発信時に契約が成立すると、申込者が知らない間に履行遅滞に陥るおそれがあるなど、申込者が不測の損害を被るおそれがある。
- 当事者が迅速な契約の成立を望むのであればメール等を使えばよく、迅速な通信手段のある今日では例外規定を置く必要性に乏しい。

※既にインターネット上の取引においては、発信主義ではなく、到達主義を採用(電子消費者契約法)。



## (改正法の内容)

現 § 526 I を削除

→ 隔地者間の場合でも、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生(現 § 97 I が適用される。)

